規制シート(様式)

190193800710001 平成29年2月8日

100100000710001			1 1220 - 2710 11
規制の名称	会社の合併、分割または設立、事業の譲受または譲渡、事業の共同経営等に関する勧告・命令	所管府省	国土交通省
根拠法令等	陸上交通事業調整法(昭和13年法律第71号)、陸上交通事業調整法施行令、陸上交通事業調整法施行規則	作成責任者の	総合政策局公共交通政策部交通計画課 長 金子正志
規制目的	陸上交通機関相互の過剰な競争を防止し、交通事業の健全な発達を確保することで、公益を増進することを目的とする。		
規制内容の概要	国土交通大臣が、陸上交通事業(鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業等)を 行う者に対し、交通政策審議会(都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内におい て調整の区域を決定しようとする場合には、交通政策審議会及び社会資本整備審議会)の意 見を徴した上で、会社の合併、事業の譲渡、事業の共同経営等を実施するよう勧告又は命令 する。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	_	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	本規制は、陸上交通機関相互の過剰な競争を防止し、交通事業の健全な発達を確保することで、公益を増進することを目的としているものであるが、複数の陸上交通機関が存在する地域も多くある中、本規制自体が不要であると判断することはできない。なお本規制は、まず交通政策審議会の意見を徴することとされており、過度の規制とならないよう、手続面でも一定の抑制が図られている。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)			
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		